[事案 27-261] 災害入院給付金等支払請求

· 平成 28 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院の定義に該当しないとして支払対象外とされたことを理由に、災害入院給付金 等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月に交通事故に遭い、傷害を負って、同年6月から7月まで22日間入院し、引続き同年8月まで30日間通院したため、平成18年10月に契約した医療保険にもとづき、災害入院給付金、退院給付金および通院給付金の支払いを請求したが、3日分の短期災害入院給付金のみしか支払われなかったので、その他の給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の入院中の治療内容は、安静、内服および湿布薬のみであり、通院で十分可能な治療しか実施されなかった。
- (2) 入院当初から日常生活動作は自立しており、入院中の外出・外泊の制限もなされず、入院 3 日目には松葉づえを使用して 1 人で外出することが可能であり、以後、週 1 回のペース で計 3 回にわたり、各回とも病院を $6\sim7$ 時間離れて外出していた。
- (3)以上のことから、約款で規定する「入院」(「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること」)に該当する期間は入院3日目までと考えられる。

<裁定の概要>

- 1. 裁定手続
- (1) 裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況や治療内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。
- (2) 医療記録にもとづいて、第三者の専門医の意見を審理の参考にした。
- 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件入院のうち、入院4日目以降の入院は、約款の規定する「入院」に該当すると認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条1項にもとづき、手続を終了した。